

広告付デジタルサイネージ式庁舎等案内板設置事業者公募 募集要項

福岡県庁舎（行政棟）

広告付デジタルサイネージ式庁舎等案内板の設置・運営を目的とする県有財産（建物の一部）の貸付の相手方を公募（一般競争入札）により募集します。

公募に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項を承知した上で参加してください。

1 入札に関する事項

(1) 貸付物件

名称	所在地	貸付箇所		貸付面積
福岡県庁舎 行政棟の一部	福岡市博多区東公園 7-7	A	1階 北東 ロビー待合スペース	約4㎡
		B	1階 北側玄関ロビー	約1㎡
		C	1階 南側玄関ロビー	約1㎡

※貸付箇所の詳細は別紙「見取図」を参照。

(2) 貸付期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（60ヶ月間）※更新なし
（借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約）

(3) 用途

広告付デジタルサイネージ式庁舎等案内板の設置及び運営に限るものとします。なお、広告は自社広告、他社広告の別を問いません。

(4) 貸付料等

- ア 貸付料は、落札金額とし、毎年度、当該年度分（落札金額×12月／60月）を4月30日までに納付していただきます。
- イ 光熱水費等相当額は貸付料に含ましますので、別途納付する必要はありません。
- ウ 貸付箇所については、現状にて貸し付けるものとします。
- エ 広告付デジタルサイネージ式庁舎等案内板の設置、運営及び撤去その他一切の経費は、設置事業者の負担とします。
- オ 設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復をしてください。なお、原状回復に要した費用及び設置事業者が支出した有益費、必要費その他の費用については、県に請求ができないものとします。

(5) 広告付デジタルサイネージ式庁舎等案内板の仕様及び設置運営上の遵守事項

別添仕様書のとおりとします。

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと
また、これら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有していないこと
- (4) 暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではないこと
- (5) 仕様書に示す内容を履行できる者であること
- (6) 過去5年以内に国又は地方公共団体の庁舎において、広告付デジタルサイネージ式庁舎等案内板の設置又はこれに類する設置実績があること
- (7) 福岡県税を滞納していないこと
- (8) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可を有していること
- (9) 下記3により、あらかじめ入札への参加申込をした者であること

3 入札参加申し込み

入札に参加しようとする者は、事前に、入札参加申込書の配布を受け、受付期間内に必要な書類を提出する必要があります。

(1) 入札参加申込書等の配布期間・受付期間及び配布・受付場所

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
令和4年3月10日（木）から 令和4年3月17日（木）まで ※土・日曜日、祝祭日を除く 9:00～11:30、12:30～17:00 ※県ホームページからダウンロード可	令和4年3月10日（木）から 令和4年3月17日（木）まで ※土・日曜日、祝祭日を除く 9:00～11:30、12:30～17:00	福岡県庁（行政棟）9階 福岡県総務部財産活用課 管理第一係 TEL 092-643-3089

(2) 提出書類

	提出書類
①	入札参加申込書
②	誓約書
③	（法人）商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又は（個人）住民票
④	福岡県の県税に未納がないことの証明書
⑤	設置実績を証するもの ※様式任意。過去5年以内の設置実績を記載すること。
⑥	印鑑登録証明書
⑦	役員一覧
⑧	設置する広告付デジタルサイネージ式庁舎等案内板の概要がわかる資料 （外観及び仕様が確認できるもの）

※ ③、④、⑥は、発行後3ヶ月以内のもの（写し可）とする。

(3) 提出方法

申込書受付期間内に上記受付場所へ直接持参の上、提出してください。

(4) 入札参加資格の確認

入札参加申込があったときは、入札参加資格の有無について確認し申込者に通知します。

4 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和4年3月25日（金） 14時30分

（受付は、14時00分から行います。）

場所：福岡県庁（行政棟） 9階 総務部 財産活用課横会議室

(2) 入札保証金

ア 入札に参加するに当たっては、入札保証金として、入札見積金額（60ヶ月分）の100分の5以上の現金又は銀行振出小切手（福岡手形交換所加盟の金融機関振出の持参人払い式小切手で、振出日から5日以内のもの）を持参してください。

入札保証金は、落札されなかった方については、入札終了後直ちに返還します。落札者については、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後に返還します。

イ 次の場合は入札保証金が免除されます。

- ・保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札見積金額の100分の5以上を締結し、その証書を提出する場合。

なお、保険期間は開札の日を含む7日間とする。

- ・地方自治施行令第167条の5及び同令第167条の5の2の規定に基づきその資格を有する者（福岡県競争入札参加資格者名簿登載者）で、開札の日から過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証する書面を提供する場合。

(3) 入札方法等

ア 入札書は、入札者又はその代理人が直接持参の上、提出してください。（郵送による入札は認めません。）

イ 代理人により入札するときは、必ず「委任状」を提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、「契約期間中の総額（60ヶ月分。消費税額及び地方消費税額を含む）」としてください。

エ 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

(4) 無効な入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 入札参加資格を有しない者がした入札

イ 公正な入札を妨げるなど入札に際し不正行為のあった入札

ウ 同一の入札について、二以上の意思表示をした入札

エ 入札書の金額、氏名、法人の名称又は代表者名が確認し難いもの、金額が訂正された入札、その他主要な事項が確認できない入札

オ 入札保証金が上記4(2)に定める金額に達しない入札

カ 担当職員の指示に従わない者がした入札

5 落札者の決定

(1) 開札

開札は、入札書提出後、入札会場において入札者及び代理人立ち合いの上、直ちに行います。

(2) 落札者の決定

- ア 県が定めた最低貸付料以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、同価格の入札により、落札者となるべき者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。
- イ 落札者が決定した場合、その場で落札者名及び落札金額を入札者全員にお知らせします。また、落札者名、落札金額及び入札業者数について、公表を予定していますので、あらかじめご承知ください。

6 再度の入札

- ア 開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行います。なお、再度の入札は、直ちにその場で行います。
- イ 再度の入札を行う場合において、上記4(4)に規定する無効な入札をした者は、これに加わることができません。
- ウ 再度の入札の執行回数は1回とします。
- エ 再度の入札においても落札者がいない場合は、再度の入札をした者のうち、最高の価格をもって入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約を行うことがあります。

7 契約

(1) 契約の締結

- ア 契約書は別紙のとおりとし、落札者は、令和4年3月31日(木)までに、記名・押印の上、3(1)の場所に提出してください。
- イ 落札者が契約を締結しない場合は、当該落札は効力を失うものとします。この場合においては、納入済の入札保証金は返還せず、県に帰属します。
- ウ 契約締結前に、福岡県暴力団排除条例に基づく誓約書を提出してください。

(2) 契約保証金

- ア 落札者は、契約締結と同時に、契約保証金として契約金額(落札金額)の100分の10以上の額を納付しなければなりません。
- イ 納入済の入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。
- ウ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれに充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。
- エ 契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復を確認後、借受人(落札者)の請求に基づき利息を付さずに返還します。
- オ 次の場合は契約保証金の納付を免除します。
 - (ア)保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。
 - (イ)地方自治法施行令第167条の5及び同令第167条の5の2に規定する入札に参加するのに必要な資格を有する者(福岡県競争入札参加資格者名簿登載者)と契約を締結す

る場合において、過去2年以内に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証する書面を提供する場合。

8 その他

（1）現地（設置箇所）確認

各設置箇所は特に立入規制等をしていませんので、県庁開庁時間（土・日、祝祭日を除く 8:30～17:45）に自由に現地を確認していただいて結構です。

（2）その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の定めるところにより、県が定めるものとします。

※参考データ

県庁舎（行政棟）の各階の在勤者数（令和2年度の概数）

階	地下 1階	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	計
在勤者 数(人)	122	104	476	288	291	483	328	401	274	412	3179

※このほかに、一般県民、市町村職員、県出先機関職員等が多数来庁します。

仕様書

広告付デジタルサイネージ式庁舎等案内板の仕様及び設置運営上の遵守事項

1 案内板の設置箇所及び規模の条件

- (1) 名称 広告付デジタルサイネージ式庁舎等案内板
- (2) 設置箇所 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁舎内
- ① 1階北東ロビー待合スペース
 - ② 1階北側玄関ロビー
 - ③ 1階南側玄関ロビー
- (3) 設置可能範囲
- 次の範囲内で設置をすること。
- ① 1階北東ロビー待合スペース 5,500mm(幅)×700mm(奥行)×2,200mm(高さ)
 - ②③ 1階各玄関ロビー 1,000mm(幅)×700mm(奥行)×2,200mm(高さ)
- (4) 広告掲載割合
- 上記(3)①の最大表示面積の40%以内とすること。

2 仕様・企画・コンテンツに関する条件

- (1) 案内板の掲出内容は以下のとおりとすること。
- ① 1階北東ロビー待合スペース
福岡県全域地図、県庁舎周辺地図、県庁舎案内図（タッチパネル式）、行政情報、広告
 - ② 1階各玄関ロビー
県庁舎案内図（タッチパネル式）
- (2) 文字の大きさ、配色などについて高齢者や色覚障がい者に配慮するなど、ユニバーサルデザインとすること。
- (3) タッチパネルについて、車椅子の利用者も操作しやすいように配慮すること。
- (4) 日本語の他に外国語（英語、中国語、韓国語）を付加するなど、多様な来庁者に配慮すること。
- (5) 設置箇所全体の雰囲気や考慮した色合い、デザインとすること。
- (6) 県庁舎案内図については、各フロアの部署名等を見やすく、わかりやすく表示し、部署名及び目的からタッチパネル方式で該当する部署への経路案内図を表示すること。
- (7) 広告とそれ以外が明確に区別されるよう配慮し、必要な注記を行うこと。
- (8) 地図は、携帯電話（モバイル）との連携ができるようにすること。
- (9) 地図及び県庁舎案内図の掲出内容は毎年1度最新の情報に更新することとし、その他に本県が必要と判断する場合においても別途修正を行うこと。
- (10) 地図には本県が指定する施設等の位置情報等を表示すること。なお、広告に関する情報を地図に表示することも可能とするが、表示する際には事前に本県の承認を得ること。
- (11) 本県が保有する静止画や動画等の行政情報を発信できる機能を備え、発信を行うこと。
- (12) 電気を使用する設備（デジタルサイネージ、バックライト等）は、次の条件を満たすこと。
- ① 省エネルギー対策を講じること。

②電源の入・切は、タイマーその他の機器によって自動制御することとし、来庁者等による誤操作の防止策を講じること。

(13) パンフレットホルダーを備えること。

(14) ニュースや天気等の情報を表示することも可能とするが、表示する場合は常に最新の情報を表示すること。

3 設備の設置及び運用に関する条件

(1) 設備の設置にあたっては、建物に負担の少ない方法で固定するとともに、地震等の際の転倒・落下を防止するための十分な対策を講じること。また、本県において一時的に設備を移動させる必要があると認めた場合、本県で移動させることができるようにすること。

(2) 本体の角や縁が鋭利にならないよう加工すること。

(3) 安全で燃えにくい材質を使用すること。

(4) 破損・汚損について対応すること。

(5) 機器の故障等については、設置事業者において速やかに対応することとし、併せて故障時等の連絡先を明記すること。

(6) 設置設備に係る苦情等が発生した場合は、設置事業者が責任を持って対応すること。

(7) 設備を設置及び撤去する際の原状回復に係る一切の工事は、設置事業者の負担により行うこと。
なお、工事は原則として開庁日の時間外又は閉庁日に行うこと。

(8) 設置、運営及び撤去に係る工事を行う場合、工事方法について事前に本県と協議の上、承諾を得ること。

(9) 音声を発する機材を設置する場合、本県と協議の上、承諾を得ること。

(10) 電照時間は、原則として8時30分から18時00分とすること。

4 広告の募集及び掲出等の条件

(1) 広告に関する一切の責任を負うこと。

(2) 広告の募集は、適正な広告料金を設定し、計画的に行うこと。

(3) 広告掲出事項が事実と異なるものにならないよう、注意すること。

(4) 期間的な広告を掲出する場合、掲出期間が過ぎても削除されないなどということが無いよう、注意すること。

(5) 広告掲出事項に関する問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応するとともに、問い合わせ先を明記すること。

5 広告の掲出基準

掲出する広告は、行政機関施設としての品位・信頼性を損なうことのないものとし、次の各号のいずれかに該当し適切でないと判断されるもの（業種、事業者、内容等）は掲出しないこととする。

設置事業者は、本条に照らし掲出する広告を適切に選定し、本県の承認を得なければならないものとする。

また、掲出開始後であっても、問題が発生又は顕在化するなどし、本県が当該広告の全部または一部について修正又は削除が必要と判断した場合は、本県は設置事業者に対してその広告を修正又は削除を依頼することができ、設置事業者はその依頼に従わなければならないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見広告及び名刺広告又はこれに類するもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 第三者を誹謗・中傷・排斥等するもの、人権侵害・差別・名誉毀損等するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に基づく風俗営業及びこれに類するもの
- (8) ギャンブル又はこれに類するもの(ただし、公営又は宝くじに関するものを除く)
- (9) 貸金業法に規定するもの又はこれに類するもの
- (10) 著作権・財産権・プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 県があたかも推奨しているかのように誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (12) その他広告として適切でないと判断されるもの